

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 12 月 28 日 (火) 第 273 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

教 育 委 員 会 規 則

- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 1
- 学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 2
- 押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則 (※) (教職員課取扱い) 3

教 育 委 員 会 訓 令

- 鹿児島県教育委員会関係職員服務規程及び鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令 (※) (総務福利課取扱い) 4

教 育 委 員 会 規 則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 12 月 28 日

鹿児島県教育委員会教育長 東 條 広 光

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 13 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則 (昭和 30 年 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 1 号) の 一 部 を 次 の ように改正する。

別記第 1 号様式中「印」を削り、

性 別		生 年 月 日	年 月 日 生	を
-----	--	---------	---------	---

生 年 月 日 (和 曆)	年 月 日 生	に 改 め る。
------------------	---------	----------

別記第 5 号様式中「氏 名 印」を「氏 名 (署名)」に改める。

別記第 7 号様式中「氏 名 印」を「氏 名」に改め、同様式注 2 を削り、同様式注 1 を同様式 (注) とする。

別記第 8 号様式中「氏 名 印」を「氏 名」に改め、同様式注 2 を削り、同様式注 1 を同様式 (注) とする。

別記第 10 号様式中「印」を削る。

別記第 11 号様式中	氏 名	印	を	氏 名	に 改 め る。

別記第14号様式中「氏 名 印」を「氏 名 」に改め、同様式注 2 を削り、同様式注 1 を同様式 (注) とする。

別記第16号様式及び別記第17号様式中「印」を削る。

別記第18号様式の 2 中

年	月	日生	性	別

を

「

年	月	日生
---	---	----

に改める。」

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 12 月 28 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第14号

学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

学校職員の休暇の取扱いに関する規則（昭和31年鹿児島県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 8 項中「（次条第 1 項各号）」を「（第 2 項各号）」に改める。

第 5 条第 3 項中「別表第 1」の次に「第 20 号の 2 ,」を加える。

様式第 1 号中

届出者印	出勤簿整理

を

出勤簿整理

に改める。」

様式第 2 号及び様式第 3 号中

申請者印	出勤簿整理

を

出勤簿整理

に改める。」

様式第 3 号の 2 中

届出者印	出勤簿整理

を

出勤簿整理

に改める。」

申請者印	出勤簿整理
------	-------

出勤簿整理

様式第4号中

を

に改める。

別表第1中

(生理休暇) 20 女性職員が生理のため就業が著しく困難である場合	2日の範囲内の期間	を に改める。
(生理休暇) 20 女性職員が生理のため就業が著しく困難である場合	2日の範囲内の期間	
(出生サポート休暇) 20の2 学校職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の県教育長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間	

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。ただし、様式第1号から様式第4号までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第15号

押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則

(鹿児島県学校職員の夜間管理手当支給に関する規則の一部改正)

第1条 鹿児島県学校職員の夜間管理手当支給に関する規則（昭和30年鹿児島県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「校長印」を「校長」に、

本人承認印

を

本人承認

に改める。

(鹿児島県立学校管理規則の一部改正)

第2条 鹿児島県立学校管理規則（昭和31年鹿児島県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第9号様式及び第10号様式中「㊟」を削る。

(産業教育手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 産業教育手当の支給に関する規則（昭和33年鹿児島県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。

別記第2号様式中「校長印」を「校長」に改める。

(定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 定時制通信教育手当の支給に関する規則（昭和36年鹿児島県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「校長印」を「校長」に改める。

(教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正)

第5条 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年鹿児島県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第7号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

教育委員会訓令

鹿児島県教育委員会訓令第5号

鹿児島県教育委員会関係職員服務規程及び鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月28日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会関係職員服務規程及び鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

(鹿児島県教育委員会関係職員服務規程の一部改正)

第1条 鹿児島県教育委員会関係職員服務規程（昭和36年鹿児島県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「第24条第2項第10号」を「第24条第2項第8号」に改め、同条第2項中「平成17年鹿児島県教育委員会訓令第1号」の次に「。以下「安全衛生管理規程」という。」を加え、同条第3項中「鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成17年鹿児島県教育委員会訓令第1号。以下「安全衛生管理規程」という。）」を「安全衛生管理規程」に改める。

第12条の3第1項第1号中「第24条第2項第12号」を「第24条第2項第10号」に改め、同項第3号中「第24条第2項第8号」を「第24条第2項第6号」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3)の2 常勤職員規則第14条第1項第5号の2及び非常勤職員規程第24条第1項第9号 出生サポート休暇

第12条の3第1項第5号中「第24条第2項第1号」を「第24条第1項第10号」に改め、同項第6号中「第24条第2項第2号」を「第24条第1項第11号」に改め、同項第7号中「第24条第2項第3号」を「第24条第2項第1号」に改め、同項第8号中「第14条第1項第10号」の次に「及び非常勤職員規程第24条第1項第12号」を加え、同項第8号の2中「第14条第1項第10号の2」の次に「及び非常勤職員規程第24条第1項第13号」を加え、同項第8号の3の2中「第24条第2項第4号」を「第24条第2項第2号」に改め、同項第8号の4中「第24条第2項第5号」を「第24条第2項第3号」に改め、同項第11号の3中「第24条第2項第9号」を「第24条第2項第7号」に改め、同項第11号の4中「第24条第2項第11号」を「第24条第2項第9号」に改め、同条第2項中「第14条第1項」を「第14条」に、「第6号、第7号及び第10号」を「第4号、第5号及び第8号」に改め、同項第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 出生サポート休暇であるときは、所属長は、当該職員の不妊治療に係る通院等を証明する書類の提出を求めることができる。

第12条の3第3項中「第24条第2項第1号」を「第24条第1項第10号」に改める。

第12条の4第1項中「第24条第2項第6号」を「第24条第2項第4号」に改める。

第12条の5第1項中「第24条第2項第7号」を「第24条第2項第5号」に改める。

(鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年鹿児島県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校職員条例」を「学校職員勤務条例」に改める。

第17条中「第24条第2項第5号」を「第24条第2項第3号」に改める。

第20条第5項中「知事」を「教育長」に改める。

第22条第1項第4号及び第5号中「第1条」を「第1条に規定する職員」に改める。

第24条第1項第6号中「学校職員の休暇に関する規則」を「学校職員の休暇の取扱いに関する規則」に改め、同項に次の5号を加える。

- (9) 非常勤職員（1年間当たりの勤務日の日数が121日以上である者に限る。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の教育長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1日当たりの平均勤務時間に5（当該通院等が体外受精その他の教育長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間））の範囲内の期間
- (10) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の非常勤職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (11) 女性の非常勤職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の非常勤職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (12) 非常勤職員（1年間当たりの勤務日の日数が121日以上である者に限る。以下この号及び次号において同じ。）が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 非常勤職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1日当たりの平均勤務時間に2を乗じて得た数の時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間））の範囲内の期間
- (13) 非常勤職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（第16条において子に含まれるものとされる者を含む。次項第3号ア及びウを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する非常勤職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1日当たりの平均勤務時間に5を乗じて得た数の時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間））の範囲内の期間

第24条第2項中「第10号」を「第8号」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「（第16条において子に含まれるものとされる者を含む。第5号ア及びウを除き、以下同じ。）」を削り、同号を同項第1号とし、同項第4号を同項第2号とし、同項第5号中「第7号」を「第5号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号を同項第4号とし、同項第7号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、同項第12号中「末梢血幹細胞移植」を「末梢血幹細胞移植」に、「の末梢血幹細胞」を「の末梢血幹細胞」に、「末梢血幹細胞を」を「末梢血幹細胞を」に改め、同号を同項第10号とし、同条第3項第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 第1項第3号、第6号から第8号まで、第10号及び第11号並びに前項第6号に掲げる特別休暇 1日
- (3) 第1項第9号、第12号及び第13号並びに前項第2号及び第3号に掲げる特別休暇 1日又は1時間（当該特別休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全て）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間）
- (4) 前項第1号に掲げる特別休暇 1分

第24条第3項第5号中「前項第6号」を「前項第4号」に、「前項第7号」を「前項第5号」に改め、同項第6号中「前項第7号」を「前項第5号」に改め、同項第7号中「前項第10号及び第12号」を「前項第8号及び第10号」に改め、同項第8号中「前項第11号」を「前項第9号」に改め、同条第4項及び第5項中「第2項第4号、第5号及び第11号」を「第1項第9号、第12号及び第13号並びに第2項第2号、第3号及び第9号」に改め、同条第6項

中「及び第7号」を「第7号、第12号及び第13号」に改め、同条第7項中「並びに第2項第4号、第5号及び第11号」を「及び第9号並びに第2項第2号、第3号及び第9号」に改め、同条第8項中「第10号の3、第10号の4」を「第10号、第10号の2」に改め、「第13号」を削り、「第2項第4号、第2項第5号」を「第1項第12号、第1項第13号」に改め、「第1項第8号」を削り、同条第9項中「第26号の3、第26号の4、第27号」を「第26号、第26号の2」に、「第2項第4号、第2項第5号、第1項第8号」を「第1項第12号、第1項第13号」に改め、同条に次の2項を加える。

10 当該年度に県常勤職員等であった者であつて、当該年度において非常勤職員となるものが採用前に当該年度において使用した県常勤職員規則第14条第1項第5号の2、第10号の3、第10号の4及び第13号に掲げる特別休暇については、それぞれ第1項第9号、第2項第2号、第2項第3号及び第1項第8号に掲げる特別休暇として既に使用されたものとみなす。

11 当該年度に学校常勤職員等であった者であつて、当該年度において非常勤職員となるものが採用前に当該年度において使用した学校常勤職員規則別表第1の第20号の2、第26号の3、第26号の4及び第27号に掲げる特別休暇については、それぞれ第1項第9号、第2項第2号、第2項第3号及び第1項第8号に掲げる特別休暇として既に使用されたものとみなす。

第25条第1項及び第5項中「前条第2項第6号」を「前条第2項第4号」に改める。

第26条第1項中「第24条第2項第1号及び第2号」を「第24条第1項第10号及び第11号」に、「同項第10号」を「同条第2項第8号」に改め、同条第2項中「第24条第2項第1号、第2号、第6号及び第7号」を「第24条第1項第10号及び第11号並びに同条第2項第4号及び第5号」に改め、同条第3項中「第24条第2項第6号又は第7号」を「第24条第2項第4号又は第5号」に改める。

第27条第2項中「第24条第2項第1号」を「第24条第1項第10号」に改め、同条第3項中「第24条第2項第2号」を「第24条第1項第11号」に改め、同条第4項中「第24条第2項第6号又は第7号」を「第24条第2項第4号又は第5号」に改め、同条第5項中「第24条第2項第6号」を「第24条第2項第4号」に改める。

第28条第1項中「知事」を「教育長」に改め、同項ただし書中「第24条第2項第6号」を「第24条第2項第4号」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。